

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

特例郵便等投票ができます

- 新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方は、特例郵便等投票 **（郵便を利用した投票）** ができます。
- 対象となる方や詳しい手続等については、このチラシや総務省ホームページをご覧ください。
- 不明な点はお住まいの市区町村(選挙管理委員会)にお問い合わせください。

★総務省
特例郵便等投票制度
周知ホームページ



1 注意事項

- ◆**郵便を利用した投票**を行う際には、感染拡大防止のために決められた対策を実施してください
※ まずは**投票用紙の請求**が必要になります（詳しくは**チラシ裏面**をご覧ください）。
- ◆宿泊・自宅療養等をしている患者の方は、外出自粛要請等がなされております。
郵便ポストに「請求書」や「投票用紙等」を投かんする際は、**患者ではない方**（同居人、知人、宿泊療養施設の職員等）に依頼してください。
※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、感染症対策（せっけんでの手洗い、アルコール消毒、マスクの着用）をし、他者との接触を避けるようにしてください。
- ◆投票用紙等を請求された後に、宿泊・自宅療養等の期間が経過したため、投票所で投票したい方は、送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却していただく必要があります。

2 「濃厚接触者の方の投票について」

- ◆新型コロナウイルス感染症患者のご家族等の方は、濃厚接触者に当たる可能性があります。
- ◆濃厚接触者の方は、**この郵便を利用した投票の対象ではありません。**
投票のために外出することは「不要不急の外出」には当たらず、投票所等において投票していただいて差し支えありません。
- ◆投票の際は、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用いただくといった必要な感染拡大防止対策等にご協力をお願いします。ご不明な点等がある場合は、お住まいの地域を所管する保健所又は各市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

投票用紙等の請求手続について

郵便を利用した投票をする方は、以下の方法により投票用紙及び投票用封筒を選挙管理委員会に請求いただく必要があります。

①投票用紙等の請求を、請求書により行ってください。また、請求書を郵送する際は、料金受取人払の宛名表示がされた封筒により郵送をお願いします。

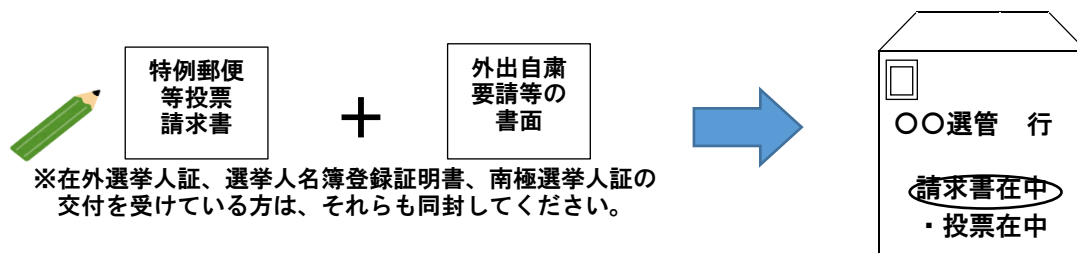
※ 請求書及び料金受取人払の宛名表示の様式は、各市区町村の選挙管理委員会のウェブサイト等に掲載されています。ダウンロード及び印刷をしていただき、料金受取人払の宛名表示については、私製の封筒に貼り付けてください。各市区町村の選挙管理委員会に、電話等により請求書等を請求いただくことも可能です。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。

また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



②請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに料金受取人払の宛名表示がされた封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。

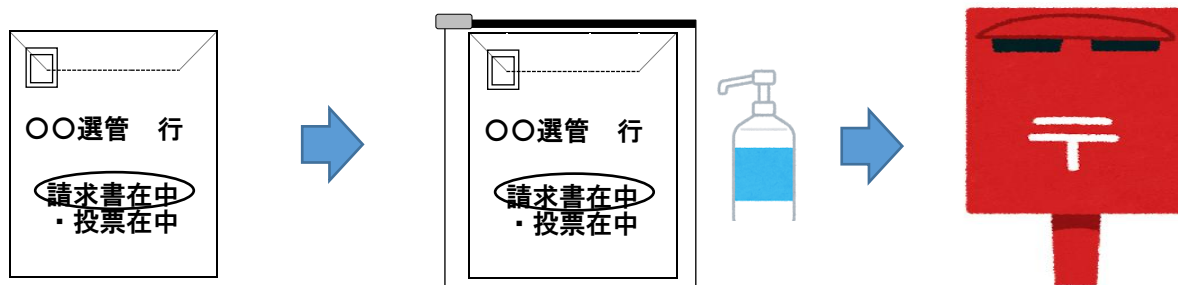


※在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証の交付を受けている方は、それらも同封してください。

③請求書等を入れた封筒を、書いた宛名がわかるようにファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。ファスナー付きの透明のケース等の入手が困難な場合は、自宅にある透明のケース、袋等に入れ、テープ等で密封し、表面を消毒してください。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※法律上、宿泊・自宅療養等をしている患者が郵便を利用した投票を行う際は、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています。